

令和5年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和5年9月11日（月曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第47号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について

第48号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

第49号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について

第51号議案 工事の請負契約について（岩堀住民広場整備工事）

第52号議案 町道路線の認定及び廃止について

第53号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）

第54号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

第55号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第56号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第57号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和4年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第9号 令和4年度幸田町下水道事業会計決算認定について

日程第3 決算特別委員会設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	藤本和美君	2番	吉本智明君	3番	野坂純子君
4番	松本忠明君	5番	長谷川進君	6番	岩本知帆君
7番	田境毅君	8番	石原昇君	9番	都築幸夫君
10番	黒木一君	11番	廣野房男君	12番	稲吉照夫君

13番 笹野 康男 君 14番 丸山千代子 君 15番 鈴木 久夫 君
16番 藤江 徹 君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	成瀬 敦 君	副 町 長	大竹 広行 君
教 育 長	池田 和博 君	企 画 部 長	成瀬 千恵子 君
総 務 部 長	林 保克 君	参事（税務担当）	稲熊 公孝 君
住民こども部長	三浦 正義 君	健康福祉部長	山本 晴彦 君
参事（健康保健担当）	金澤 一徳 君	環境経済部長	鳥居 靖久 君
建 設 部 長	内田 守 君	上下水道部長	石川 正樹 君
消 防 長	小山 哲夫 君	教 育 部 長	菅沼 秀浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大須賀 龍二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 松本忠明君及び5番 長谷川 進君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第47号議案から第57号議案までの11件と認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第47議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回の災害派遣手当の改正でありますけれども、新型インフルエンザ等緊急事態宣言派遣手当と、それから今回は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、この違いについて説明がいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） この2つの具体的な手当の違いでございますが、これまで、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症等が発生したとき、派遣された職員に対しまして災害派遣手当を支給できる場合として、緊急事態宣言が発せられている間に限られておりましたが、今回の法改正によりまして、特定新型インフルエンザ等派遣対策派遣手当につきましては、緊急事態宣言に至らなくとも、政府の対策本部が設置されている間であれば、派遣された職員に対し災害派遣手当を支給できることとなりました。これが2つの手当の違いでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） これが時間差が出てくるというふうに思うわけでありましてけれども、今までは緊急事態宣言ということでこの災害派遣手当を出していたというふうになっているわけでありましたけれども、今回は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当ということで特定というふうにしたということでありましてけれども、この特定という、なぜこのような名称を変えたのかということと、それから、この緊急事態宣言と対策本部を設置をされる、この時間差、そして、また廃止されるまでとそれから宣言がまだ解除されないということと、その辺のところの時間差によって支給が手当として支給をされないということがある場合があったとしたら不利益にならないのかなというふうに思うわけでありましてけれども、そうした時間差の問題というのはどのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 2つの手当の名称の違いでございますが、なぜ特定かということとは別といたしまして、これは規定上の中で形式的な改正ということで名称変更があったものでございます。今回、廃止された新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当よりも、新たに設けられました特定新型インフルエンザ等対策派遣手当のほうが早い段階、対策本部が設置されるのが早い段階でございますので、その段階でもう既に派遣手当の

支給が可能となるということでございますので、当然不利益にはならないというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 不利益にはならないということであります。

そこで、またほかの視点からお伺いをするわけでありますけれども、不利益にならないとしても、例えば特定というふうになったときに、この対策本部が廃止をされるんですね、解除をされる。このときはもう既に緊急事態宣言というのは終わってきて、そして、あとは安全を見込んでもう終わりということで廃止をされる。そうしますと、災害派遣手当につきましては、十分その手当としては不利益にならないということを確認をしてよろしいのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 当然こちらは緊急事態宣言が宣言を廃止された後、対策本部が解散されるという形になるかと思っておりますので、不利益にはならないというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第48号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、さっきの災害派遣手当、47号議案と同じ内容のものでありますけれども、今回は新型インフルエンザ等ということから特定新型インフルエンザ等になったわけであります。この特定新型インフルエンザ等になった経過についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今回の特定新型インフルエンザ等でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律がございまして、こちらの法律で規定をいたします新型インフルエンザ等としまして、当該新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置されたもの、これを特定新型インフルエンザ等とするということで規定をされてございます。それが経緯ということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この特定インフルエンザ等としたことによって、新たに特例として設けたわけでありますけれども、この特例として設けた根拠、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） こちらは新型インフルエンザ等ということでございまして、これは感染症法上の位置づけといたしまして、3つの感染症、今後、もしこれから蔓延がはびこったときに対策をとる措置としまして、新型インフルエンザ等感染症、それから2つ目に指定感染症、それから3つ目に新感染症といったこの3つの感染症に対応すべく、この特定新型インフルエンザ等というのが規定されたということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、新型コロナウイルスにつきましては、2類から5類に引き下げられたわけでありますけれども、今回5類相当も新たに特例としてなるわけでしょうか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 実際に2類から5類になったということでございますが、特定新型インフルエンザ等というふうに規定された今申しました3つの感染症、これが感染症法の中で規定をされておりますけれども、その中に細かく規定をしております新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症というような細かな規定もあるということでございます。全てこの感染症のどれもが、一般に現在の国民の大部分がこの感染症に対する免疫を獲得していないことから、感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの、こうしたものを特定新型インフルエンザ等と規定をいたしまして、これに対応する措置として手当を支給していくということでございます。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今、新型コロナウイルス感染症につきましては、新たな、また発展したウイルスが出てきているわけでありまして、こうした今現在の新型コロナインフルエンザにつきましては、これが特例にはならなくて、新たにまた国民に命の危険を及ぼすというような、そういった新たな感染症、こういうことがだんだんと特例としてなるということで理解してよろしいのかどうかということと、それから、先ほど言いましたように、今現在も感染をして、そして、これが潜伏期間から菌を発生するときには、これが隔離をするというようなことになっているわけでありますけれども、そのようなときにも実際は救急隊は出かけなければならない。そうしますと、やはり、こうした危険なものもあるわけでありまして。感染をするおそれもある。そうしたときに、現在は5類になってきているわけですが、新たなものが5類相当でも特例として認められるのか、それとも、これがまた新たなウイルスは2類になって危険というふうなことで位置づけをされて、それが特例として認められるのか、その辺のところがちょっと分からないんですけれども、もう少し明確にお答えいただけたらというふうに思います。災害派遣手当の出す根拠ですね、特例の根拠、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 最後、災害派遣手当と言われましたところが、今回はこの条例につきましては特殊勤務手当ということでございますので、御承知いただきたいと思います。

2類、5類という話につきましては、5類というのは、全て今回の対象からはこの手当からは外されたというような考え方でよろしいかと思います。当然、2類もしくは2類に近い形の感染症が今後出たときには対象となるというふうな認識であります。今後、新型コロナウイルス感染症につきましては、5類感染症の移行により、防疫作業手当の特例が今回廃止されたわけですが、新型コロナウイルスの変異株、先ほど申し

ましたように、幾つかの感染症法上の中で規定される、こうした感染症、こうしたものが出てきたときに生命の危険から守るための措置であるということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。それで、防疫作業手当、これにつきましては、いろいろな事例が想定されるわけでありますけれども、この防疫作業手当をきちんと位置づける、このことについてお尋ねしたいというふうに思います。説明の中でもいろいろとあるわけでございますけれども、この辺のところを明確にさせていただきたいなというふうに思うわけでありますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今回、新たに特例として設けたことでございますが、人事院の規則に基づきまして、附則の方でこの防疫作業手当の特例を設けております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、新型コロナウイルス感染症、これによってこの自己の対処をした手当に支給実績が載っているわけですが、総額が711万1,700円ということで、これが3年間にわたっての金額でございますけれども、やはり、これから何が起こってくるか分からないと、こういう中でこの防疫作業手当、これについては町独自で行うのか、それとも国からのきちんとした手当も実際出てくるのかどうなのか、その辺のところを確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） こちらの特殊勤務手当ということでございますが、先ほど申しましたように人事院規則に倣い、附則において規定をしていくものでございます。こちらの手当につきましては、町独自のものというふうに認識をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） こうした国全体が、やはり特例として設けながら、特定新型インフルエンザ等、この対策に当たるわけでございます。そうしたときに、この手当の関係でいいますと、やはり、これは国としてきちんと位置づけてやっていくべきではないかなというふうに私は思うわけであります。それを、やっぱり、きちんと国に要求をしていく、その立場に立たれるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） そちらの予算的な措置等につきましては、国等の動向をしっかりとつかんでいきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第49号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

○14番（丸山千代子君） 今回、パートタイムの会計年度任用職員に対しての期末手当を支給をするということで、一つには人の処遇改善ということの前進であるというふうに思うわけであります。職員におきましては、期末手当プラス勤勉手当というものが出され

ているわけであります。同じ会計年度任用職員の手当として職員と同様に、これも勤務手当の支給、これについての検討はなかったかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 会計年度任用職員に対します勤勉手当の支給についてでございます。こちらにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律、こちらの法律が今年5月8日に公布をされております。施行のほうは、一部を除きまして令和6年4月1日から施行されるということとされております。この改正によりまして、パートタイム会計年度任用職員に対します勤勉手当を支給することができるというふうに規定をされたものでございます。また、フルタイムの会計年度任用職員に対しましても、今回の法改正に合わせ、令和6年度から勤勉手当を支給するよう助言が行われる予定というふうに聞いております。本町におきましては、現時点において具体的な対応を決めておりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） このフルタイムにつきましては、勤勉手当も検討課題ということのようでありますけれども、パートタイム、フルタイム、いろいろ会計年度任用職員の場合はこの2通りがあるわけですが、やはり同じように、勤務時間は違っても同じように会計年度任用職員であるならば、やはり、これは勤勉手当も検討の一つとして加えていくべきではないかというふうに思うわけでありまして、その辺のところフルタイムに併せて検討する、この考えについてもお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 当然この検討を進めるに当たりましては、会計年度任用職員全員の方を対象にということで、パートタイムの方、フルタイムの方、トータルでこの支給のほうの検討をしていきたいというふうに考えております。現時点において具体的な対応は決めていないというふうに答弁をさせていただきましたが、会計年度任用職員の方への支給につきましては、他市町村等の動向、それから会計年度任用職員の人事評価制度の再整備、この人事評価が前提となってこの手当に反映されますので、そういったことの整備、それから人件費全体におけるバランス等を考慮しつつ検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 会計年度任用職員におきましては、やはり、公務員のワーキングプアというような、そういうことが以前からずっと言われてきたわけでありまして、また同時に、同じような仕事をしながら、片や正規、片や非常勤といいますか、パートタイム、そういうようなことでこの待遇にいろいろと問題もあるわけでございます。また、それにつきましては後の質問で行いますけれども、やはり、勤勉手当を支給をしている実態がほかの自治体にあるのかどうなのか、その辺を調べた経過があるかお尋ねしたいというふうに思います。

また、勤勉手当につきましては、これは人事評価のものになってきておりますけれども、この4段階評価の中で、それでも一般的には大体ならしでやられて、よっぽど可もなく不可もなくやっていたら、これが通常の評価になってくるといようなことをやっ

ておりますよというようなことを前に答弁をされてきた経過があるわけですね。ですので、その辺のところも、やはり、これは人事評価というものの、その辺のところを加味しながらぜひ勤勉手当の支給、これは処遇改善ということにつながるわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。ほかの自治体の事例があるかないかお尋ねします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 他の自治体の実態については、今のところ、まだ動きが出ているところを把握しておりませんので、承知をしていないところでございます。

先ほどの人事評価制度の問題でございますが、当然現職員と同じような評価をしていくわけですので、その辺のところを加味しながら、処遇改善につなげるという考え方であると思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） よろしくお願ひします。

次に、この説明の中でもありましたが、異なる任命権者ということで、この会計年度任用職員に当たっては任命がそれぞれあるわけですね。幸田町におきましても、教育委員会であったり消防であったり、いろいろなところであるわけですが、その辺のところは、この本庁の中といろいろそれぞれ任命をされていくというようなことで、この任命権者の事例についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 異なる任命権者とはということでございますが、会計年度任用職員の任用については、その会計年度任用職員が属する部署の任命権者がそれぞれ行っております。例えば、本庁の総務課に任用された会計年度任用職員の任命権者につきましては幸田町長でございますが、学校教育課に任用された会計年度任用職員の任命権者は幸田町教育委員会となります。現在、本庁におきまして、さきの9月1日現在、任用されている会計年度任用職員の任命権者でございますが、幸田町水道事業は幸田町長、それから幸田町教育委員会、幸田町議会議長となっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。

それで、3つ目の質問でありますけれども、現在、最賃以下での雇用ということでありまして、実際にそれがどうかお尋ねしたいというふうに思います。なぜこんなことを聞くかといいますと、例えば非常勤といいますか、教育委員会においての先生、そういう方たちが例えば非常勤の場合は残業手当がつかないということで、これは単価で決まっているわけですね。そうしますと、それが年間でトータルすると最賃以下になってしまう場合がありますとあるということではないかなというふうに思うんですけれども、そういった事例が、これは一つの教育委員会の事例として挙げたわけでありまして、そういうことで最賃以下の雇用ということが実際あるかないかお尋ねしたいというふうに思います。また、今回のパートタイムの会計年度任用職員について期末手当を支給することによって、それが解消できると、こういうことになるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 最低賃金の対象となる賃金につきましては、毎月支払われる基本的な賃金のみでありまして、期末手当の支給等とは直接的に関係はしていないということでございます。現在、本町におきましては、最低賃金を下回る額で任用されている会計年度任用職員はおりません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。前に、例えば児童クラブ等の保育士さんたちにつきましては、最賃を下回る場合もあるということもお聞きをしたことがあったわけでございますけれども、今の事例はそういうことはないということで分かりました。外部においてもそのようなことはないというふうに認識していいかどうかお尋ねしたいと思います。

次に、幸田町におきましては、専門的業務に携わるこの会計年度任用職員がいらっしゃるわけでございます。例えば、これは保育園職場においては、本当に会計年度で担任も持ちながらやっていると、こういう事例が多々あるわけでございますけれども、やはり、こうした専門的な職種におきましては常勤雇用の道も開くべきではないかというふうに思うわけでありまして、現在、幸田町におきましては、氷河期の雇用ということも行っているわけでありまして、そうした、現在、幸田町で働きながら、やはり正規雇用の道をと目指す方もいるわけでございますので、その辺のところを年齢に関係なく、やはり、必要ならばこれは正規への道を開くと、こういう考えにつきましてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどの最低賃金に関係する御質問でございますが、保育士等、最低賃金を下回る額で任用されている職員はいないというふうな認識であります。

それから、2つ目の御質問で、常勤職員への雇用の道をとということでございます。専門的業務に携わる方といたしましては、先ほどおっしゃられたように、保育士それから保健師等々が挙げられるわけでございます。常勤職員の採用につきましては、競争試験及び選考等々を条件としているため、常勤職員として採用されるには、その他の応募者と同様に採用試験、現実的には採用試験を受けて合格する必要がございます。先ほど年齢等々の御質問があったわけでございますが、氷河期世代を対象とした採用のほかに、本定例会の一般質問で答弁をさせていただきましたとおり、常勤の保育士及び保健師の採用につきまして幅広く応募ができるよう、受験資格の上限の年齢要件こちらを一般事務職の27歳よりも高い36歳にこれまで設定してきたものでございますが、さらに令和6年の4月1日付採用の常勤の保育士及び保健師の採用試験につきまして、家庭の子育てが一段落し、かつ常勤での就労を希望する保育士資格又は保健師資格を潜在的に有している方が応募できるよう、この年齢要件については36歳から46歳というふうに広げております。こうしたことを含めまして、改善できるところは改善をして努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、保育士や保健師さんたちの正規雇用の年齢制限を46歳ま

で拡大をするということ、これは、やはり、なり手不足への対応ということであるわけですが、それ以外にもあるわけです。ですので、その辺のところを、この年齢制限が必要とあるならば、やはり、こうした年齢制限は取っ払って、そして常勤職員の道を開いていくという、その必要性もぜひ考えていただきたいなというふうに思うわけですので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） これは年齢制限のことにつきましては、先ほど既に改善しているところも含めまして、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第50号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代君の質疑を許します。

○14番（丸山千代子君） これは、確認の意味でお願いしたいというふうに思います。

今回、火災予防条例の改正につきましては、一つにおきましては蓄電池設備の容量、これが20キロワット以下、これを規制の対象から外すということが書かれてあります。説明もあるわけですが、改めてこの外す根拠について確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） これまでの蓄電池設備は、主に業務用の非常電源として設置される設備でしたが、近年は一般家庭でも太陽光で発電した電気を蓄え、自宅の電力として使用するための設備として普及が進んでおり、現行の条例における蓄電池設備の安全基準は、主に鉛蓄電池を想定して規制されているため、そのため近年主流となっているリチウムイオン蓄電池などの新たな蓄電池や容量の大容量化に十分に対応できていないため、従来の基準について蓄電池設備の安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しが行われたことによる改正となります。

今回の改正により、規制対象の指定に係る単位が、アンペアアワー・セルからキロワット時に改めたことにより、現在の条例で規定している4,800アンペアアワー・セルをキロワット時に換算すると、蓄電池は9.6キロワット時、ニッケル水素蓄電池は5.76キロワット時、リチウムイオン電池は17.76キロワット時となり、いずれも20キロワット時以下となり、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下で火災予防措置、これはリチウムイオン電池やニッケル水素電池に対して、過充電防止措置、外部短絡防止措置、内部短絡防止装置又は内部延焼防止措置がされているものについては、火災の危険性が低いものとして対象から除外しております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、この20キロワット以下、規制の対象から外す要件として、出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたものについてはというようなことになっております。それで、この20キロワット以下には届出を要しないと言われておりました

が、そうしますと、届出がない場合ですとどうやって点検するのか。どうやって出火防止措置、延焼防止措置が講じられているというふうに確認するのかということが疑問になってくるわけでありまして。やはり、こうしたその辺の安全性の問題で、点検についてはあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 現行の条例では、鉛蓄電池4,800アワー・セル未満は届出が不要であったということになっております。そして、これをキロワット時に直しますと10キロワット以下ということで、蓄電池が10キロワット以下のものと、あと10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの、こちらのほうで先ほどお話した出火防止措置がされているものは点検が不要となります。あと、出火防止措置が講じていない10キロワット時を超え20キロワット時以下のものと蓄電池容量が20キロワットを超えるもの、こちらのほうは点検が必要となってきます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ですから、この規制の対象から外すことによって、届出は必要としないということでもありますけれども、しかし、それが確実にそのように安全対策が講じられているのかどうなのかということで、やはり、これは点検をし、確認をし、そして許可するものではないのかなと思うんですけれども、その辺のところは署としては必要ないということなんでしょうか。必要ないとすればど、どのような根拠があるのかお尋ねします。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） これは、設置に際しては点検業者が入っておりますので、この点検業者というのは、点検できる者は電気主任技術者、電気工事士、蓄電池設備資格者、こちらの方が設置する際には全て立ち会いますので、その方がそのような点検が必要になるときは届出を消防署のほうに提出されるということで確認は取っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、岩堀の住民広場、この工事請負契約につきましてでありまして、お尋ねしたいと思います。

今回、入札執行調書が関係資料の20ページにあるわけですがございまして、この入札執行調書を見まして非常に違和感を感じたわけでありまして。14社が入札に参加をされているわけですがございまして、この落札、第1回目の入札に入れた札、これが2社1組ずつ、6チームが同じ金額の札を入れております。このようなことは今までになかったことであります。このことがすごく違和感がありました。それでお聞きするわけですがございまして、本来競争入札制度というのは、競争原理によって一番低い札を入れたのが落札をするということでありまして、今回の予定価格に対しての落札額は95%弱ということでありまして、その辺のことで競争原理が働いたのか

と、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 岩堀住民広場整備工事の請負契約の案件につきましてですが、競争が働いたのかということにつきましてですが、この入札に関しましてですが、幸田町の入札参加者審査要項の規定に基づきまして、格付B等級ということで特定建設業の許可を受けている業者の中から、要綱では金額から10社以上、その内訳としまして町内6社以上、町外業者4社以下の選定をするということになっております。この基準に基づきましてですけれども、令和5年7月7日に開催をいたしました、今年度は第6回となります入札参加者審査委員会におきまして、14名の業者の決定をいたしました。指名業者の選定に関しましてですけれども、10社以上が必要ということになっておりまして、10社以上で14社を指名しております。この指名に当たりましてですが、業者名につきましては開札前は非公表となっております、入札を実施しております。ですので、どの業者さんが指名を受けているかということは公表はされていないという状況です。業者の選定、それから指名のこういった手続ですが、入札は適正に執行したというふうに考えておりまして、この入札の結果、競争が働き、契約の相手方が選定されたという認識を持っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それでは、担当として、この入札執行調書を見て何も感じられなかったのかということでございます。私は、別に落札額がどうのこうのとかっていうわけではないわけでございますけれども、しかしながら、やはり町内業者の育成ということで、その辺のところは十分配慮をされるということは、それは分かるわけでございますが、しかしながら、このような内容のものが公になって出てくるというのは、少し見ればすぐ違和感を感じるっていうのは分かるんですが、担当としてはこの入札執行調書を見て何も感じられなかったのかということであります。やはり、こうした明らかに話合いが持たれたというようなことが分かるような入札、このようなことがないようにやっていただきたいということをお願いでございます。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この入札の結果につきましてですが、システムのほうでこの結果につきまして表示をした場合に、議員がおっしゃられるとおり、金額が並んでいるということが数字的には読み取れるわけですが、入札のこの手続につきましては適正に実施をされたというふうに認識をしております。今後につきましても、この入札契約業務ですが、公平、公正、透明性、競争性を確保するという点で住民の皆さんの信頼を向上させるということで、円滑な手続を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時57分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第52号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 道路認定についてお尋ねしたいと思います。

C-415であります。松井1号線、この廃止認定についてお尋ねします。

この松井1号線は、40メートルを延長をして、そして行き止まりという、そうした道路、この道路を認定する理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 今回、延長した道路につきましては、上下水道や側溝、舗装が整備されている幸田町所有の道路敷でありましたが、道路認定がないことにより2件の住宅の建替えができない状況であったため、建築基準法上の道路とするため延長したものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 道路敷と言われたわけでありすけれども、松井1号線、関係資料の24ページに地図がつけられてあるわけですが、この等高線を見ますと、かなり崖地の様子が見て取れるわけでありす。私も何度かそこに足を運んだ経過があるわけですが、結構木が鬱蒼と生い茂っているわけでありました。そうしたところでかなり住宅も老朽化をして、そして、あそこから戻ってくるのに難儀をした覚えがあるわけですが、その道路が坂を上って、そして、3件の民間住宅に入っていく、そういうようなことになっていたわけでありすが、こうした行き止まり道路につきましては、幸田町は道路認定はしなくて、その辺のところは今回道路認定をするところにつきましては、道路敷になっていたから認定をしていくよということでありすが、そもそもあそこの道路敷上になっているものは町有地になっていたのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 行き止まり道路についてということでありすけれども、まず、こちらのほうは、地形的に突き当たりでも認定しているところはございます。これは、例えば山の部分であったり、そういったものについては突き当たりについても認定していると。ただ、市街地の部分については、通り抜けができるような形での認定というふうになっております。それから、こちらの土地につきましては、昭和50年より町が所有する土地、道路敷ということでありすので、よろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 昭和50年から道路敷になって、町が所有する道路になって、なぜ認定はしなかったのかということでありすが、これは道路台帳にも載っているところかというふうに思うんですけれども、そうしますと、この40メートルの部分だけが漏れていたということなんでしょうか。それから、崖地になってるいるわけですね。そして、途中から細い道があつて、上に行くような細い道がたしかあるんですね、あそ

こ。ですので、その辺のところを、例えば線状降水帯があったときに土砂災の危険性があるとか、あるいは急傾斜地に指定されるようなところであるとか、そのような危険な区域に指定されるようなところではないのかということでもありますけれども、その辺のところはどのようなになっているのかということでもあります。例えば、幸田町がイエローゾーン、レッドゾーンを区分けしながら指定をされているわけですが、この場合は、まだ住宅がまた建つということからするならば、これはレッドゾーンじゃないなというふうに思うんですが、その辺のところは、やはり、後々問題のないようにきちんとすべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） まず、認定がなぜされていなかったかということでございます。もともとこちらが1筆の土地であったものが分筆されて奥に2件またできたということで、後からできたために、その後のところについて接道要件が当初は1筆であったので接道要件があったものがなくなってしまったということで、今回また道路認定をしていくというものであります。

次に、崖ということで土砂災害警戒区域についてでありますけれども、こちらについては特別警戒区域、通称レッドゾーンではなくて警戒区域、通称イエローゾーンというものでございまして、法律上の制限はございません。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 説明の中では、民間住宅の建替えのために認定をしていくんだというようなことも言われたわけであります。こうした事例で道路認定をしていく、もともと昭和50年に町道として町有地になっていた。これは、町が本来認定をすべきものだったのが認定してこなかった一つの改善ということで、今回、この民間業者への便宜を図ったのか、その辺にも受け取れるわけですが、その辺はいかがでしょうか。本当にあそこは急に登って行って、そして行き止まりになるというようなことからすれば、その辺のところはやっぱりきちんと後々問題のないようにしていただきたいということがお願いでございます。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） もともとは1宅地、1筆であったものということで接道要件は満たしていたというものが、分筆等によって接道要件がなくなったということであります。そちらのほうを今回認定していくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 歳入でお聞きしたいと思います。今回、県の委託金として校内教育支援センターの整備推進事業委託金それからラーケーション推進事業委託金、この2

つ、676万4,000円が県のほうから委託金として入っているわけであります。説明の中で、この校内教育支援センターの整備推進事業の委託金は、児童生徒の居場所づくり、これに当てる委託金だということだったわけでありますが、実際のところは、これは人件費のほうに回っていて、この委託金の中身が分からないということでありますので、その辺の説明をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長

○教育部長（菅沼秀浩君） 校内教育支援センター整備推進事業委託金につきましては、不登校生徒の社会的自立に向けた支援を充実するために学校内に教育支援センターを設置する取組により、効果及び設置に向けた課題を検証することを目的というふうにしております。その設置に係る調査研究を県から委託され実施検証するために、支援員の人件費等を経費としております。県の委託金につきましては、支援員の報酬また社会保険料、旅費等に当てられているということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 会計年度任用職員の報酬に当てられているわけでありますけれども、この使用目的、これは先ほど説明があったわけでありますけれども、歳出のほうで見ますと、そうした事業が見当たらないという、そうした人件費だけに使われているということでありますので、その辺のところを歳出についてはどのように位置づけをされているのか、目に見える形の中では出てこないわけでありますので、実際どれぐらいの事業としてやっていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらの会計年度任用職員の報酬の中でラーケーションの推進事業相当分と書いてありますが、こちらの金額が一応は多いわけなんですけれども、この中にも校内の支援センターの心の支援員ということで180万円が実はこちらのほうで含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。

次に、高齢者のふれあいプラザ改修工事についてお聞きしたいと思います。

これは、福祉産業建設委員会の中でも説明があったわけであります。今現在の北部にありますシニア・シルバーサポートセンター、これをふれあいプラザのほうに移したいということで、その改修工事を進めるわけでありますけれども、もともと北部にあるシニア・シルバーサポートセンター、ここが1階部分をフルに使っていたのが、北部の地域包括支援センターに急遽折半しながら手狭になってきたと。これは後戻りではないかなというふうに思うわけでありますけれども、その辺のところ、高齢者ふれあいプラザ改修工事についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 高齢者ふれあいプラザは、延べ床面積206.55平方メートルの鉄骨造の平屋建ての建物であります。主な部屋は、玄関を入ってすぐに左側に43.74平方メートルの談話室、その奥に80.19平方メートルの多目的スペースで、そのほかには給湯室、トイレ、物置などがございます。今回の改装工事では、談話室4

3.74平方メートルを電気配線工事、OAフロア化、カウンター設置を行い事務室にするもので、そのほかのスペースについては、そのまま利用する予定でございます。

今、議員がおっしゃいました、北部地域包括支援センターの建物を購入した際の当初の事業計画をつくらせてもらったときに、シニア・シルバー世代サポートセンターの事務室と包括支援センターの事務室ということで計画を立てて、その用途で開発の許可をいただいたものでございます。それが後戻りということで、事務室の面積的には大きな影響はないんですけれども、実際に利用してみると共有部分が必要になり、議会のほうでも御指摘をいただきましたように、用途の違う事業所がお話をする中で、個人情報漏えい等そういう配慮に欠ける部分があるという御指摘をいただきましたので、それをおっしゃるとおり反省をして、違うところの場所設置ということを考えさせていただいたものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今の説明では、43.74平米の談話室、これは椅子等が置かれてあるわけでございますけれども、ここの談話室を改装と言われましたけれども、説明用の資料におきましては、外構工事も含わせて200万円が計上されているわけですが、この外構工事はどのようなものをやられるのかお尋ねしたいと思います。

次に、高齢者ふれあいプラザ、ここにつきましては、シルバー人材センターの指定管理となっているわけでありまして、この辺のところの事務上の関係といいますか、その辺のところはどうなるのかということですが、それについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 外構工事につきましては200万円は概算でございますが、敷地の入り口、この敷地というのは上六栗子育て支援センターと高齢者ふれあいプラザの敷地の入り口から、高齢者ふれあいプラザというこの施設の南側のフェンスが約50メートルございます。このフェンスが錆びておりますので、このフェンスを新しくするものと併せて、門扉がございまして、昔、保育園であったレンガ調の門柱が左右にございまして、そこに門扉ということで扉が閉められるようになっておりますが、その入り口を替える場合には替えるということと、施設の表示がその柱に上六栗子育て支援センターと高齢者ふれあいプラザの施設名が表示してあります。その表示看板を付け替える想定の概算をしておりますが、昔の保育園の景観を残している施設でございますので、この辺りはこども課さんと今後協議していく中で考えていきたいと思います。

続いて、指定管理についてでございます。議員がおっしゃいましたように、幸田町高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ指定管理者基本協定書、この指定管理の協定につきましては、高齢者の生きがいセンター横にある生きがいセンターと高齢者ふれあいプラザ指定管理者の基本協定書を締結しております。令和3年4月1日に締結しておりまして、協定の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。なお、施設の管理運営の実施に当たっては、指定管理者年度協定を別に協定を締結しております。この期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までに

なっております。こちらのほうにつきましては、この協定書の中に、シルバー人材センター側に問題があった場合に町が取り消すことができるよう規定してございますが、町側の今回のように理由による場合の記述は現協定書にはないため、基本協定書の第50条の疑義についての協議という規定に基づきまして、締結期間終了の協議を行うことになります。このお手続につきましては、行政手続法に沿って撤回という手続を進めていくということを確認しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） シルバー人材センターが指定管理者となっているこの高齢者ふれあいプラザ、これにつきましては、ふれあいプラザそのものも公の施設でありますので、その辺のところも、これは廃止の改正もしなくちゃいかん、こういうようなこともあるわけでございます。そうしますと、今度の新しく移転をしてくるシニア・シルバーサポートセンター、ここがこの新しい改修工事をした施設の管理をする、そのところになってくるのかというふうに思うわけでございますけれども、その相違ないでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員がおっしゃるとおり、現在の高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザにつきましては公の施設ということで、それぞれ設置及び管理の条例を制定しております。これを用途をシニア・シルバー世代サポートセンター、これは事務所でございますので、事務所に替えることにより、この設置及び管理所条例につきましては廃止する条例の議案を提出することになるというふうに理解しております。なお、その場合に、シニア・シルバー世代サポートセンターが現在の高齢者生きがいセンターに移った場合には、この施設の管理者はと申しますと福祉課になります。現在のシニア・シルバー世代サポートセンターにつきましても施設の管理者は、職員は在中しておりませんけれども、福祉課の管理する施設という形になります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 高齢者ふれあいプラザの改修工事期間についてお尋ねするわけありますけれども、この工事が始まったとするならば、そうしますと、ふれあいプラザは改修工事期間内はもう高齢者は利用できないということになるんでしょうか。そうしますと、例えば今現在指定管理、これがいつまでの期間なのかということになるんですが、先ほどは年度途中、1年限りであっても変更できるよというようなことを言われたわけでありまして、しかしながら、やっぱり、きちんとシルバー人材センターと話し合いをしながら、双方でお互いに行き違いにならないようにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 指定管理者との協議につきましては、担当者間での意見交換は行っておりますが、今回、この補正予算をお認めいただきましたら、指定管理者のシルバー人材センターと5年間のこの期間の途中である今年度末の撤回という手続につきまして、発生する損失の補償の有無の確認とともに、令和6年4月からの基本協定、年度協定の内容について具体的にその内容を御協議してまいります。御心配いただきました、その間の高齢者ふれあいプラザの利用につきましては、現在、具体的に業者が決

まっていないので打ち合わせしてませんけれども、現時点におきましてはフロアの改修だけでありますので、奥の皆さんが使われる施設につきましては利用できるように考えておりまして、工事の妨げと利用者のけが等ないように年度末までは利用できるようにするとともに、シルバー人材センターと協議して、現在の利用者の皆さんに用途が変わるということの周知を努めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。

次に、認定こども園等給食事業支援金、この算出根拠についてお尋ねしたいというふうに思います。

今回、物価高騰による食材費の支援というのは2回目であります。この食材費、1食60円を交付するというものでありますけれども、これについての根拠、60円を25日、そして12月、そして850人の子どもたちの食材を1,530万円支援をすると、こういう内容になっておりますけれども、別に食材費の支援をしていく、これについて別に反対をするものではないわけでありまして、しかしながら、後で出てくる学校給食費、学校給食会の委託料の算出根拠にも引き比べますと、この認定こども園の1月を25日見込むこの内容についてどうなのかなというふうに思うわけであります。その辺のところを根拠についてお尋ねしたいということでもありますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 認定こども園等給食事業支援金についての御質問でございます。

まず、この事業の目的ですが、物価高騰の影響を受けながら、利用児童に対して安定的な給食を実施している認定こども園等を支援するものでございます。1食60円でございますけれども、こちらは愛知県保育所等給食費軽減対策支援金の交付基準によるものでございますが、こちらをもう少し詳細に御説明させていただきますと、国が定めております保育所等の給食費、こちらの目安とされておりますのが1月7,500円でございます。こちらを日曜日・祝日を除く平均的な保育日数25日で割り算した、除した額が300円となりまして、これに物価上昇見込率17.7%を掛け算した、乗じたものでございます。この物価上昇見込率17.7%でございますけれども、こちらにつきましては、令和3年3月の生鮮食品の消費者物価指数から令和5年3月までの上昇分を見込んだものが17.7%ということでございます。令和5年度におきまして、令和4年度から引き続き保護者負担の軽減を継続することから、令和4年度実施時に基準いたしました令和3年3月からの上昇分に基づき算定しているものでございます。御質問のありました1月、25日というのは過大ではないかということでございますけれども、単純に月曜日から金曜日まで、これは平日のみでありましたら実質月20日程度になるかと思いますけれども、先ほど申し上げました交付基準では、日曜日・祝日を除いた保育園の基本的な開所日を月曜日から土曜日までの平均的な保育日数を1月当たり25日と見込んでいることから、予算を積算する上での基準とさせていただいたものでございます。実際の各施設からの申請につきましては、給食の実施延べ児童数掛ける60円で

算定することとなっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 1月を25日で見込むことにつきましては分かりました。それで、再度お伺いするわけでありますけれども、この物価高騰を過去の事例に基づいて、そして平均的な物価指数を掛けたよという17.7%、これに乗じた額ということでありますけれども、まだまだ物価が高騰している、こういう状況の中で、やはり、この支援というのはもう少しやるべきではないかなというふうに思うんですね。前は40円でしたね。今回は60円ということでありますので、その辺のところから考えると大変厳しい中で給食を作っている状況が予想されるわけであります。ですので、この辺のところを、他市のところでは子どもたちの給食費をゼロにするとか、そういう半額にするとか、いろいろなところが出てきている中で、この辺がもう少し支援を進めるべきではないのかなと私は思うわけであります。そして、また同時に保育所の給食費の支援、これは必要なのかということでありますけれども、その辺のところは考えられなかったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 支援の仕方でございます。前年40円だったものを今回60円とさせていただいたわけでございます。ほかの市とかでありますと、例えば給食費を無償化であるとか、ほかの支援をしているところもあるというのは、私どももちょっと感じているところでございます。引き続き、どういった支援ができるかということにつきましましては、ほかの自治体の事例も見ながら、できることを積極的に進めるような形で検討してまいりたいと思います。また、保育士の給食費につきましましては、こちらにつきましましては、見込んではいないわけでございますけれども、保育士につきましましては、それぞれ給食費のほうは支払っていただくという形で今までどおりで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、幸田北部地区住宅開発地検討事業の手法についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 本町の北部地区にあります坂崎小学校区におきましては、人口の減少傾向にあります。また、坂崎小学校の児童数も減少に転じているところでございます。このため、地域活力を維持していくためには、人口の維持・増加のための施策として、北部地区の土地利用の検討を行っていくというものでございます。令和5年度につきましましては、北部地区周辺の状況について、法規制や上位関連計画の位置づけ、人口や土地利用の状況等を整理し、住宅開発候補地の選定を行ってまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 減少する地域での人口の増加をどう転じていくかということのその考え方につきましては別に否定するものではないわけでありますけれども、しかしながら、北部地域におきましては、人口動態調査、これが例えば小学校・中学校においては、相見駅が開業と同時に人口が増加をする、そのことによって小学校が不足をする、

保育園が不足をするというようなことでいろいろと増改築をしてきたわけであります。今回、この検討事業の中に、やはり人口の動態調査、要するにどれぐらいの人口がどのように変化していくのかという、そういうようなことも併せてきちんと調べるべきではないかなというふうに思うんですが、その点についてお伺いしたいということと、それから、私は北部地域だけでいいのかというふうに思うわけでありますけれども、やはり人口のバランス、その辺のところからいうと、やはり、あまりここの特定の地域の中で人口を大きく増加させると、一旦はいいわけですがけれども、また、後で減少に転じるというようなことにもなりかねない。やはり、人口は世代交代をしながら大体水準を保っていく、そういうようなことが望ましいわけでありますが、その辺のところはそうした開発を進めていく、そのことも大事ではなかろうかなというふうに思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 議員が言われましたとおり、人口がどうなっていくか、そういったところについても検討はしてまいりたいと思います。

それから、北部だけでよいのかということでありますけれども、現在、特に北部の坂崎小学校につきましては、平成30年に337人であった児童が、令和5年には252人と85人減となっておるということでございます。そのほかの5つの小学校につきましては、平成30年と令和5年を比較すると、荻谷小学校が52人の減ではありますけれども、ほかの4つの小学校については、児童数は増とはなっております。荻谷小学校につきましては、今後、荻谷の土地区画整理事業、そういったものも予定をされておりますので、そういったところで人口が増えていくかなというふうにも思っております。現在、北部地区につきましては、幸多の杜の開発がありましたけれども、そのほかの幸田学区では幸田相見地区、中央では幸田岩堀地区、荻谷学区は先ほど言いました、今後、予定として荻谷土地区画整理、深溝学区につきましては幸田深溝里地区、豊坂については幸田六栗地区と、そういったところで区画整理等も行っておりますので、今回は北部地区で検討をさせていただきたいと思っております。

それから、平準化でありますけれども、なかなか、昔は区画整理を行った後、畑であったりが残っていた状況がありましたけれども、近年、特に六栗等は、区画整理をして区画ができると、確かに一遍に家が建ってしまうような状況もあるということもございます。そういったものもありますので、平準化というのは大変必要かとは思いますが、なかなかこれを平準化していくのは難しいかなというのを感じているところでございます。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。

次に、学校教育の中のウォーターサーバー整備の取組の目的についてお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 令和5年6月23日に、本町と三菱ケミカル・クリンスイ株式会社との間におきまして、水にまつわる包括連携協定を締結しております。協定書の

中で、子どもたちの健康を育むため、安全な水を提供する取組に関することの推奨をうたっております。この一環としまして、各小中学校に1台ずつ三菱ケミカル・クリンスイ社製の浄水器を介したクリンスイウォーターを導入するというのを今考えております。設置につきましては、今後、学校と協議していく予定でありますけれども、保健室等の屋内に設置できればと考えておりまして、これによりまして児童生徒の飲料水、飲料だけでなく体調不良の児童の生徒のケアも見込めるという予定で考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。ぜひ、子どもたちが、夏になりますと本当に家庭から持参するお茶、飲み水ではとても足りないという状況の中で、1台ずつ設置するということでありますけれども、とりわけ中学校におきましては、さらに1台では足りないのではないかなと思うわけありますので、やはり、成長の度合いに応じてその辺のところも加味いただけたらというふうに思います。

次に、学校給食会委託料の算出根拠についてお伺いをいたします。

この金額が、物価高騰に対応できる額となっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） クリンスイウォーターにつきましては、今後、小中学校のやっただけの具合を見て、熱中症等が、また水筒の中に水がなくなるとか、こういったことを考慮しまして、始めていろいろその後の経過で内容的には精査していきたいというふうに思っております。

続きまして、物価高騰による給食費の賄い材料ということで、こちらの積算の具合でありますけれども、実際には令和3年度に実際の金額が1食当たり264円ということでありました。こちらの令和3年度というのが、まだ物価高騰のない中の数字でございました。今回、令和5年度、4月から6月の1食当たりを計算しましたところ284円ということで、実際のところ20円上がっております。ということで1食当たり20円、これで190食掛ける4,306人といった、こういった金額につきまして今年度中に物価高騰に対応できる金額を1年間計算したというものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、稲吉照夫君の質疑を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 私は、里山林整備保全推進事業補助金についてお伺いいたします。

剪定枝だけでなく竹の粉碎が可能な粉碎機を2台としておりますが、この2台の根拠は何でしょうか、お願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今現在、町内におきまして地域住民の方が中心となった里山整備活動、それから里山保全活動等、幾つかの地域で実施をされております。その活動していく中で活動エリアには竹が混在、竹が繁茂していることが非常に多く、その竹の存在、竹林の整備に大変苦慮してみえるということで、活動にも支障が出ているという状況でございます。そんな中、複数の地域の団体から、通常の剪定枝だけではなく竹にも対応した仕様の粉碎用の資機材の購入補助についての要望をいただいたところであ

ります。各地域の活動状況等により判断をいたしまして、複数の団体からによる補助申請を想定いたしまして、それに対応するために２台計上させていただきました。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そうしますと複数ということですが、今回の予算では２台ということですが、これは、今言われた団体が購入を、維持管理を当然していくわけだと思うんですが、補助団体が責任を持って維持管理をしていくという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 購入をされた粉砕機につきましては、実際に購入をされたその団体の所有物となります。したがって、購入後の消耗品交換や修繕等の維持管理にかかるメンテナンス一式は全て購入したその団体の責任においてやっていただくと、こんなことを考えております。

○議長（藤江 徹君） １２番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そうしますと、今回私が特に気になったのは、そういう形で後の維持管理等は全部やってもらうのは当然のことだと思うんですが、補助率が１０分の１０となっていますけれども、これは普通は補助金の交付についての数字とかなり突起した数字だと思うんですが、この１０分の１０の理由をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） その考え方は、また背景といたしまして、国が進める森林経営管理制度によりまして、今後、経営管理が行われていない森林については、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理していくとあります。要するに、今後、管理ができない森林、手が入っていない森林は、所有者に代わって市町村が管理・整備していかなければならないということになってきます。こうした中、国が主導する全国的な流れの中、幸田町についても例外ではなく、町内の各地で管理されていない山が多く見られるような状況でございます。そんな状況がある中、地域が主導した里山整備活動が実施され、その活動経過や最終目的の現場の見える形といたしまして、地域の里山が整備されることは、地域の山、地域の森林が整備されることになり、結果、町内の荒廃した森林が整備され保全されることとなります。制度に基づいて、行政がやらなければならない可能性があることを、所期の目的や現場の規模感も小さいかもしれませんが、地域活動として町民の皆さんにやってもらえることとなります。このような背景もあり、地域の地域による計画的な森林整備に関する取組につきましては、行政が積極的に支援する意味でも、予算の範囲内でありまして１０分の１０補助ということを考えております。

○議長（藤江 徹君） 分かりました。国からのそういった要請があり、地域の山林を守るための形ということで理解いたします。

そこで、今、これは管理が行政区あるいは補助団体の管理下にあると、置かれるということなんですけれども、この粉砕機を他の団体又はそういった山林の持ち主等が借りることは可能なかどうか、この辺をお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） この粉碎機につきましては、そもそもですけれども、本町の里山林の整備・保全活動を推進を図るため、その拠点となる施設等の整備を実施する団体、かつ町長が認める団体に対して出された補助金により購入されているということでございますので、それ以外の主要用途については目的外使用となり、原則使えないというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 使えないということではちょっと私も残念だなと思うんですけれども、現在、町の行事で竹を使ったいろいろな事業があります。例えばたこ揚げ、これも地域で各町内行政区に向かって、皆さんで協力してたこ揚げしましょうという話があります。また、私の住んでる芦谷区においては、奉納煙火、これを毎年秋のお祭りにはやっております。これも50年ほど続いている行事なんですけれども、やはり、これも竹を使っているわけで、竹を後処理するというのは非常に大きな問題だと思います。私どもも、二、三年前に個人の所有するそういった竹の粉碎機をお借りして作業したことがあるんですけれども、やはり、これをやってみますと、次の年にその竹林に行ったときにすごく整備されていてきれいだなという印象を持ちました。やはり、これは従来ですと、竹を切って余ったものはそこへ整理しておいてくるんですけど、積み重ねてしまう。積み重ねてしまうと、なかなか腐らないという現象が起きて、山がなかなかうまく森林が守れないという現象があります。そういったことで、やっぱり、どうしてもそういったものは貸していただけるのがいいなという思いがするわけでありまして。そこで、ちょっと今回の補助金の議題とは外れるかもしれませんが、議案質疑を出した後にJAから粉碎機の寄贈の申出があったという話がありました。それで、ちょっと関連あるということで質問したいんですけれども。この粉碎機をJAから寄贈された粉碎機、現在どういう方向で使われる予定があるのかお聞かせ願いたい。今、言ったように、各地区でもそれぞれ粉碎機を必要としてるところ、地区がありますので、ただ、大きな里山云々じゃないんでそこまで団体として認めるわけにはいかんかもしれませんが、そういったところもあるということで、そういったJAから寄贈されたものをどういうふうに使われるか決まっておりますらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今、議員におっしゃっていただいたJA寄贈の竹の処理も対応した剪定枝の粉碎機の件でございます。こちらは今おっしゃっていただいたように、先月JAから寄贈をいただきました。ここにきて議員の皆様にも、9月の末に内覧会、試運転の会ということで御案内をさせていただいたところでございます。今、議員に紹介していただいた取組に限らず、各地域で取り組まれている様々な活動が、地域の行政区が関わるような公共性が担保される団体による活動であれば、今おっしゃっていたような、JAから地域の保全、環境保全を目的に寄贈された剪定枝・粉碎機の活用をぜひ検討願いたいなというふうに思っております。所管課といたしましては、実際の運用に向けて、今現在、制度設計の詳細について詰めているところでありますが、今おっしゃっていただいていたようなケースにつきましては、地域へ貸出しが可能な事案になるのではないかなというふうに考えております。ぜひ、このように、今後、地域での活

動における当該機材の活用の積極的な検討をお願いをして、また場合によっては所管課へぜひ御相談いただけたらというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ちょっと間が空いちゃったんですけど、先ほどのお話で、JAからの粉砕機は里山団体以外にも使わせていただけるという期待をいたしまして、ぜひそのようになるようお願いしたいと思います。

それで、今、ほかに里山ウェルビーイングのセミナーが町内5カ所で進行しております。これは、私はまだ参加してませんけれども、こういった今後そういった里山林整備促進についての話が浸透していき、そういった団体が手を挙げた場合に、今後こういった形の補助金を出して粉砕等を購入する、あるいは、そういった補助する予定になっているかどうかお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今後の補助金はということでございます。当然のことながら、どういう団体がどの場所で、また、どういう目的でどんな活動をされるのかなどを確認して、判断をさせていただく必要はあるとは思いますが、これまで各地において実施された取組と同じような趣旨の活動であれば、町といたしましては、補助金を出して積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） いろいろな形で、そういった山を守る、そういったのは幸田町にとっても自然豊かな町だということをうたっているわけですので、特に私も気になるのが、最近23号線を走りましても、森が竹に覆われてしまうような傾向があろうかなと思います。そういった意味で、美しい野山がずっと守られるようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今、議員におっしゃっていただいたように、幸田町の各地においても、やっぱり、竹の存在が威力を増しております。今後、粉砕機につきましては購入補助、それから地域活動への貸出しといった形でしっかり取り組んで、これからしっかり詳細を詰めてまいりますけれども、考えてまいりますのでよろしく願い申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

次に、1番、藤本和美君の質疑を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ウォーターサーバーの整備についてですが、子どもたちは水筒を忘れると水道水を飲んでいるそうなので、非常にありがたいというのが保護者の率直な

気持ちかと思います。保健室に置かれるということを検討されているということですが、1年生から6年生まで非常に年齢差があるので、簡単に使用できるのかということをお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） ウォーターサーバーにつきましては、現在のところ、小学校のほうでは保健室内で使用するということでありまして、熱中症もしくは常に水筒の中に飲んでしまっていてなくなってしまった子に少し入れてあげるというようなことを想定しておりますけれども、1年生から6年生までということで、あまり行事が終わった後に並んでしまうような、そういったことは想定していないということでありまして、実際には保健室ということでありまして、基本的に具合が悪くなった子だとかといったことを中心に考えております。また、1年生から6年生ということでありまして、やっぱり背の高さがありますので、1年生の子でも実際には高さ的には注ぎ口が大人の腰の高さぐらいの位置で、コップを使って注ぐことができますので、特に使う分については支障がない高さではないかなというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 1月1個当たり5,500円の賃借料の契約内容について、内容をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） こちらのリース内容でありますけれども、実際には直接水道管とつながりますので、水については常時つながっている状態でありまして、機器の内容としましてはレンタルということでありまして、業者による年2回の点検、それと年1回のカートリッジの交換、こういったことが全て含まれております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 衛生管理等のメンテナンスは、各学校で掃除ですとかそういったことはやるということでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 衛生管理につきましては、先ほど言いました業者の約半年に1回の点検がございますけれども、保健室に置きたいということは、常時そちらについては保健室内の共有によって、日ごと一度は見えていただきたいなというふうで考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本和美君の質疑は終わりました。

次に、7番、田境毅君の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 私からは、2つ大きな観点で質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、高齢者ふれあいプラザ改修工事についてであります。議案説明会資料9ページのほうに細かく書かれておりますので、こちらから確認をさせていただきます。

先ほど丸山議員のほうからも質問がありまして、答弁をされている内容が含まれてお

ります。

今回、一般財源５００万円の予算とされておりますが、利用者の安全確保の観点から、この外構工事の２００万円の内訳などを確認を中心にさせていただきます。先ほどの答弁では施設の入り口、いわゆる門扉ですとかフェンス、こちらのほうを更新をする必要があればやるところと、実際にフェンスは更新をしていく考えだということが分かりました。このところにつきましては、こども課と連携しながら相談して検討していくということだったかと思います。そういった内容で、ちょっと今心配しておるのが、進入路のところ、今回はもともと坂崎にあったシニア・シルバー世代サポートセンターの形から比較すると、かなり狭い道路をつたって中に入っていく。いわゆる、その進入路を通って門扉をくぐって中の駐車場を使うというような形になっております。坂崎のほうは、道路に接続された駐車場で、こういった形からでもうまく車が入れるような広い入り口になっておりました。こういった状況もありますので、この駐車場に入るところ、入った後の交通安全の部分で、車両等の交錯ですとか、そういった課題があるのかなというふうに安全上の問題をちょっと気にしております。この部分につきまして、例えば車の入り口・出口を分けるですとか、そういったところまでどういうふうに考えていくのか、考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 高齢者ふれあいプラザ及び上六栗子育て支援センターのまず駐車場の状態ですけれども、現在は車が駐車できる台数区画は、上六栗子育て支援センターが３７台分の区画がございました。それから、高齢者ふれあいプラザは１５台分の区画になってます。特に今議員が御指摘の入り口から子育て支援センターに入っていく動線ということだと考えられますが、敷地の入り口を入れて、まず高齢者ふれあいプラザの駐車場を通ってまいります。その駐車場がフェンスよりの南側に６台の区画がありまして、北側に４台の区画がございます。今、子育て支援センターに入っていくときには、この６台の区画と４台の区画の間を通って入っていき、帰りにはこの４台の区画の北側を通って出ていくという、４台分の区画がロータリーのような形になっており、入り口は議員が御指摘のとおり、１カ所になっております。ですので、今、議員が入り口と出口を分けるということになりますと、高齢者ふれあいプラザの駐車場がかなり少なくなることもございますが、その利用に当たっては、やはり、子育て支援センターのイベントでどのぐらい使ってるのかも福祉課サイドではよく理解してない中で勝手なこともできませんので、協議してまいります。ただし、行事がシニア・シルバー世代サポートセンターの運営という中でセミナーを開くと、人が１０人程度集まったり、駐車場を停めるときにはスタッフで事故のないようにするように、まずは新しい施設での町民の方が利用する動態を見て、危険のないように活用していただきたいと思います。

参考までに、私が福祉課に着任して以来、高齢者ふれあいプラザの事故の報告書としては１件ございまして、高齢者の駐車してくるのに高齢者が擦ったという事案がございました。ですので、敷地が狭い区画でございますので絶対ないとは言いきれませんから、交通安全には十分注意して、子育て支援センター、こども課と交通安全の観点で気をつけて計画をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 確認のほうをしっかりとされておりますし、過去の事例に基づいて、危険箇所の抽出もある程度できているのかなと思います。1 個だけ私から言わせていただくと、実は先日、その話もありまして、以前、委員会でも見に行ったことがあったんですが、ついこの間も実際行って見て確認をしてきました。入り口自体が、あそこは鈍角、道に沿って直角に曲がって入る構造ではなく、進入炉のほうに少し 30 度ぐらい傾けた状態で門扉が立ってまして、ちょうどその門扉をくぐって右側の駐車区画に車を停めると、出るときにちょうど入ってくる車がこちら側のピラーだとかに隠れちゃって、結構見にくいという状況が起こるんです。なので、そういったところの細かいところも含めて、駐車場の中の安全をうまくコントロールしてもらいたい意味でも、ぜひ町としてもその辺の確認をしながら、工事の進行をしていただきたいと思います。思っております。

それから、2 点目になります。この施設の外周のフェンスの更新についてであります。

先ほどフェンスのほうも見直しをしていただくということをお聞きしました。もともとここは保育園だった経緯もあって、セキュリティ上、保育園の敷地の中を取り囲んだフェンスの中に駐車場が入ったという構造だったかと思います。こういったところを考えますと、やっぱり、セキュリティを維持すること、外部からの侵入を防ぐというセキュリティの部分と、より安全に利用者が使いやすい動線をつくっていただくということが相反する部分もあるのかなと思っておりますが、やっぱり、結果として改修された状態が明るくて開放的な雰囲気のあるような施設であったほうが、より住民の方、地域の方にとっては使いやすくていい施設になるかと思っておりますので、そういった機材を、門扉も含めフェンスのほうの見直しでぜひ導入をしていただけたらと思います。やっぱり、環境としては、住民に喜んでもらう良い施設という評価が得られるような機材の選定ですね、こちらのほうも考えがありましたら教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） ありがとうございます。フェンスにつきましては、概算で 50 メートルを替えるというふうに申し上げて、門扉についても協議して替えるという話をしましたが、今、言った駐車場の動線も含めて、見にくい部分がある部分については、駐車場の整備費用、白線の引換え等の予算は計上しておりませんので、大きく見直しをすることはできませんが、今回予算を 200 万円頂いたからといって、将来的なことを考えずにやらずに、今議員が御指摘いただいたように、使いやすさとそれから施設全体のセキュリティの部分も含めて、こうなりますと実際にする子育て支援センター所管の住民子ども部の子ども課とも協議した上で、今回の補正予算でどこまでどのようにするのかというのを、実証しながら、現場を確認しながら、業者と検討して、その上での施工にしていきたいと考えます。

○議長（藤江 徹君） 7 番、田境君。

○7 番（田境 毅君） 次に、2 つ目の観点を確認をさせていただきます。

議案説明会資料の 13 ページにあります、幸田北部地区住宅開発地検討事業についてであります。こちら先ほど丸山議員のほうで質問をされて答弁もされておりますので、

その観点の中で少しだけ深掘りをさせていただきたいと思います。

まず、地域活力を維持していくために、人口の維持・増加のための施策として一般財源で130万円の予算とされております。北部地域の人口増加に対する目標値などを確認をさせていただきたいと思います。今回、先ほどの答弁の中では、坂崎小学校のエリアでは少し人口のほうが減ってきているというところで、人口の維持増加のために施策として打つ必要があるというような話をお聞かせいただきました。全体のところでいくと町内では、荻谷小学校が52人ほど、平成30年から5年にかけては減少傾向ということでありましたが、ほかは今のところは増加をしているという状況だったと思います。まず、こういった目線で施策を打っていくかというところでありまして、人口増加の目標値はどの辺りを狙っているのか見込みをまず教えていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 人口増加に対する目標値はということでありますけれども、目標といたしましては、最終的には住宅開発の整備、北部地区の人口維持・増加となっておりますけれども、今年度におきましては、住宅開発の可能性を検討し、住宅開発候補地の選定を目標としております。数値目標につきましては、現時点では住宅開発の可能性を検討していくため、どのくらいの可能性があるかちょっと不透明な部分もございますので、数値目標の設定は困難な状況でございます。ただ、北部地区の人口の維持・増加となり得る開発候補地を検討をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 現状についてはまだこれから検討を進めるということで、不透明なところは理解しております。ただ、そうはいっても、やはり、選定地をこれからどこにどれぐらいの規模でできるのかというのを考えると、例えば一家3人のところが転入をしてきてくれるという前提でいけば、100戸つくれば当然300人の人口が増えるということですし、町が目指してる5万人というのを考えると、このところは4万2,000人あたりをずっと横ばいで推移をしているという状況からすれば、やっぱり、7,000人から8,000人ぐらいは最終的には人口増加を狙って施策を町として打っていくという必要性が出ると思います。なので、今回は北部地区で、まず、そこを坂崎の小学校の生徒の数等々を考えるに当たって、やはり、何か地域の選定をした上でどこまでの人数が増やせるのかというところは並行して検討されるのであらうと思いますので、ぜひそのところを明確にするとともに、どこを狙うのかが住民の方にしっかりと伝わると、皆さんやっぱり夢を持って幸田町がどれだけ発展していくのかというのが思い描ける状況になると思いますので、ぜひそういった雰囲気づくりも含めてお願いをしたいと思います。この辺ちょっと考え方がありましたらよろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 坂崎小学校につきましては、令和5年度のクラスの比較では、6年生が53人であるのに対し1年生は29人となっており、他の学年では2クラスであるものの1年生は1クラスとなって、減少幅が大きくなってきております。このため、まず目標値というのではないですけど、クラスが今は1クラスでありますので、そういったところも含めて児童数を増やしていきたいというふうには思っております。ただ、

この北部地区でありますけれども、今回検討していく上で法規制であったり地形的なもの、水問題等もありますので、どこまでエリアを広げていく、例えば先ほど言われました100戸規模なのか、200戸規模なのか、どのくらいまで面積が取れるのか、そういったところも実はなかなか難しい部分がございますので、ちょっと今回委託をかける中で、そういったどの規模まで面積的に可能なのかも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 状況は分かりました。

最後の質問になります。先ほど丸山議員のときにも答弁がありましたが、今のお話も含めて、全町を見たときの人口のバランスですね。どの学区にどれぐらいの人口がというバランスの点で課題を最後に教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 全体でのバランスという意味でいいますと、幸田町におきましては順次、先ほど言いました学区ごとにいいますと、坂崎を、幸多の杜がございますけれども、それ以外については順次、土地地区画整理事業を行っている状況です。こういった土地地区画整理事業というような開発にも併せて小学校を全て、坂崎小学校も幸多の杜の児童数が増えたときに併せて増築もしておりますので、これで6校の小学校全て増築等も、今の深溝小学校も含めて増築をしているような状況でございます。そういった中で喫緊の課題というか、大きな傾向として見れるのは、特に坂崎小学校区の児童の減少、それから荻谷小学校区については、前から大分減っているような状況もございました。その中で、荻谷小学校区については、荻谷の土地地区画整理事業が今後進んでまいりますので、そちらに期待をさせていただくところでありますけれども、坂崎については今そういったものもない状況でありますので、北部地区についてこういった可能性について検討をさせていただいて、バランスよく、町全体のバランスをよくしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境毅君の質問は終わりました。

以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案から第57号議案までの質疑を行います。

以上4件は、通告なしであります。

以上で、第54号議案から第57号議案までの質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

13番、笹野康男君の質疑を許します。

通告は、資料要求のみのため、質疑を終わります。

次に、14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） まず、財政運営のことについてお伺いをしたいというふうに思います。

毎回指摘をしていることでもありますけれども、今決算の認定におきましては不用額が13億2,970万3,993円出てきております。この不用額が毎年毎年、今回が過去

最高という金額になってきているわけでありますけれども、やはり単年度で見る限りは予算を適正に執行していく、そうした観点からいたしましても不用額が多いのは改めるべきではないのかなというふうに思うわけでありますけれども、この件について町長はどのように思っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回の決算におきまして不用額が13億3,000万近くなったということで、多額の不用額が発生したということは事実であります。それは、私は、考え方の基本的な話ということでお聞きいただきたいと思いますけれども、やはり200億という予算は、令和の2、3、4ですかね、幸田町にとっても200億の予算を計上したっていうのは本当に多大な計上であります。それは、ひとえに令和元年の後半から発生した、2年、3年、4年のコロナ対策というものが発生しております。これに伴いまして、国、県等の財源が、言葉は悪いですけど、井勘定ではないですけども、なかなか基礎的な数字を把握できずに早く町民の方々に手当を支払っていくために、ある程度の根拠をしっかりと精査することの手前の中で多額の助成、交付金を頂いております。これは、執行していくうちになかなかいろいろなコロナ対策の諸事情、またコロナ対策によりまして様々な予算に計上した執行业が、会議が開けないとか、イベントが開けないとか、そういうようないろいろな事情が絡み合っております。そういった中で、私どもはどうしても事業の執行を何らかの形で繰り越していかなくてはならないというようなことに多く立たされました。繰越明許をすると不用額補正をすることができないというような形の中で、今回の不用額の13億3,000万の中にもそのような事業があります。細かい事業をいけば何々事業とか5つぐらいの事業がありますけれども、その説明は控えたいと思っております。言うまでもなく、議員が御指摘のとおり、この不用額の発生は事実でありますし、また、今回の予算についてもまだあります12月補正、3月補正、しっかりと精査して不用額は戻していくとか、補正をしていくということが原則でありますので、その辺は十分わかまえているところでございます。しっかりと原因を分析して改善をしていくというような形で指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この不用額、実際これが繰越額となって、次の年度に繰越しをされるということで、また、さらに同じ金額がまた不用額となってくると、こういうような本当に自転車操業的なものになっている感じがしているわけでございます。この令和4年度末の繰越しが当初予算で3億計上され、そして、9月議会の中で全てを補正の中に繰り越されたということでありますけれども、そうした観点からすると、本当にこれがふるさと納税の実質的なものが繰り越されているなというふうに感じるわけあります。大体の金額がよく似通っているもんですから。その辺から考えると、実際ふるさと納税がうまく活用されているのかということから考えると、その辺はどうなのかなというふうに思うんですけれども、こうしたこの額についてはどのように見られるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御指摘いただきましたふるさと納税についても不用額が発生しているということでもあります。ふるさと納税は寄附をいただく、いついただけるか分からない、3月の末まで、特に1月、2月、3月はとても多いわけでありまして。ふるさと納税いただいても、あくまでも返礼品という形を伴わざるを得ないと。それは5割までだという中での執行を考えざるを得ないという中で、今回もふるさと納税の推進事業については不用額が多く発生しておるという実情があります。この13億という予算をどう見ていくかということですが、しっかり一個一個精査していけば、例えば国費のコロナに関係なく、ふるさと納税の金額に関係なく、例えば保育園の管理一般事業の中でも当初予算を編成するときに、パート職員、嘱託職員を雇うときに、やっぱり予算を計上するときにベテランの職員がたくさん応募が来るだろうと思ってその人たちの人件費を相当見込んでいくと、実際は一、二年の経験者の方々が雇用していただけるようなチャンスになったときに、見込んだ額がなかなかそのような方々が集まらなくて、一、二年のパート職員の方々の執行でいくと。こういったようなものが不用額となっていく、これも大きいです。そういったところでやっぱり見込みというのは本当に難しいなと思いますけれども、この令和2、3、4年の中で、いろいろな形で繰り返されるこの13億近い事業費を見極めることができるところもありますので、少しでも不用額については適正であるような形で進められるような範囲での事業精査をしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、町長の財政運営についてお聞きしたいというふうに思うわけでありまして。

町長は、全国の町村会の会長ということで大変多忙を極めて、いろいろなところにお出かけになられてきたわけでございます。町民の皆さんからも、町長はなかなか幸田町におらんと、こういう声が聞こえるほど多忙を極められていたということは認識をするわけでありまして、一方そうした一面、他の自治体との協定等も結ばれて非常に密接な関係を持ちながら、今現在では9自治体と協定を結ばれてきている。さらにこの前、福祉産業建設委員会の中で町長が北海道の絵本の町である剣淵町とも結んできたようなことを言われたわけでありましてけれども、こうしたお友達付き合いがたくさんになると、それに伴う支出もかなりになってくるわけでありまして。お互いの行き来もそうですし、そうした点を行いながら町民の皆さんというのにも派遣も出てくる、議員も出かけたり、そういうような相互交流というのが盛んになると、これは町財政にとっても多額とは言いませんけれども、これが少しずつ重荷になってくるということにはならないのかなというふうにも感じるわけでありましてけれども、そうした必要性、その辺のところについてお伺いをしたいというふうに思うわけでありまして、この辺のところはどれぐらいお友達があれば満足されるのかなと、こういうふうに思うわけですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 全国の町村会の理事として、コロナの感染症がある中で2年の任期であります。令和3、4、5、始まる時期がずれてるので、その中でありました。1年

目はほとんどリモート等で行くことができませんでした。全国の理事会へ行ったときに初めて、私は分かりました。それぞれの県から来てくれる町村会長のリーダーシップの中で、様々な公共施設だとか、国・県の人脈ですね、ほとんど言葉は悪いですけど強者ばかりの人たちが集まってきて、私は1期の町長でお仲間に入れさせていただきました。そこで得た知見というものは、やはり過疎地域、町村だから期数の長い町村長さんがたくさんお見えになります。そういった方々は、私どもの町のように財政力指数はとても豊かではありません。過疎債だとかいろいろなものを使いながら、なおかつ幸田町にはあり得ないようなものがいっぱいできておる。それは、やっぱり、7割の過疎債を適用しながらも3割の持ち出し財源を使う。それでも大きいと思いますけれども、何よりも、じゃあ、申請すれば簡単に補助金がつくかとかそうではなくて、リーダーシップの下に、この町にこれが必要だっていうことを国等々に訴えていく、その力量とそのテーマのつくり方と国への人脈、これは私にとって大変参考になりました。それをうまく使い出すことによって、私のまだ公約事業で実現してないような、道の駅によるホテル誘致もありますけれども、菱池遊水地でどんな施設を造るんだとかいうこともあります。今、言われた何となくお友達という言葉がありました。まず、剣淵ですかね。これは、コロナの中でほとんど交流ができなかった、私の任期のうちは、私は30年に着任した、元年、2年、3年は全部コロナ対策でありました。北陸の内灘町、これはたこ揚げの交流がありまして、これは、もともと令和2年の頃からお互いにたこ揚げの交流がもう既に始まっているから、災害応援協定しようよと言われましたけど、お互い今はコロナの事情があるんで、お互い交流するのはちょっとやめとこうかということがありましたけれども、令和5年、昨年ですかね、実現に基づけた。私は、もともと幸田町は災害応援協定を結ぶという発想はありませんでした。けれども、東北の大震災が起きたときに住田町さんと平泉町さんが、私たちの町はこんな大震災を受けたときに初めて分かったと。国・県の要請よりも、日頃より手をつないでいくことによって、いかに助けを求めることが可能になるかという発想をいただきました。それで、私は何となく、南海トラフの巨大地震が起きたときに近隣の市町とはもう連携してます。けれども、南海トラフの巨大地震は太平洋のベルト地帯で起きるに決まっているんで、ああ、そうか、東北地方の人と結べる、それから立川市、関東と結べて、それで今回の北陸の内灘、あと長野県、それから関西地方、そして九州地方、島原ですけども、こうやって放射線状にやっぱり結んでいくところが自分たちの町を守る担保になるかな、災害応援協定です。実は、今、剣淵の話が出ました。私はお友達ではありません。大須賀町長さんがお見えになるときに私は、自分の財産といいますか、言い伝えとして絵本でまちづくりをつながらないか、そこはすごいぞと。絵本ということで、もうずっと30年近く絵本の町できてる。ああいう町は、やっぱり、図書館運営だとか幸田町の子どもたちのために絵本を読み聞かせるためにとってもいい町だと言われてて、そこから私はいろいろ、剣淵町さんに行ったことがなかったです。副町長は一番最初にちょっと行っていただきましたけれども、その後二度何とか行くことができましたけれども、私は、最終的には災害応援協定が結べてない北海道と何らかの形で、自分が町村会長をやっている時期にどこかの町と連携すべきだなというふうに思ってます。だから、その中でまちづくり協定でまず入って、実

は剣淵と災害でどういう連携ができるかちょっと正直分かりません。だけど、今の段階では、剣淵町長さんは、まずは絵本というものを通じてお互いの町の気持ちが通じるような交流をちょっとさせてもらって、それから災害応援協定ができのかなという話もされました。そうでないと、また向こうも向こうの事情があるということを確認しました。そういった意味で自分は、この任期の中で本当にやるべきことが、コロナ対策の中で動きが制限されてしまいました。でも、町村会長をやらせていただいたおかげで遠くへ行くことができ、そこで人脈を得ることができました。これから、令和5年、今までできなかった公約を少しでも早く実現するための一つのツールだとか、そういうセンスは磨けたと思っています。ただ、実行には移せてません。かなりのことがまだやれてないです。剣淵もそうなんですけれども、これをもってある程度北海道と九州を含めて、四国はちょっと入りませんけれども、災害応援協定につなぐようなまちづくりになるような仕掛けづくりが私なりに完了するということでもあります。すみません、剣淵の方はお友達ではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） とうとうと述べられたわけでありますけれども、災害応援協定につきましては、東日本大震災以降、必要性を感じられていろいろなところで結ばれてきた経過があるわけであります。また、近隣におきましても、9市1町あるいは蒲郡市と結んだりとか、そうした幸田町が果たす役割ということで結ばれてきているわけであります。私は、全て否定するわけではありませんけれども、しかしながら、次から次へと協定を結んで、そして交流を深めていく。そうしたことによる財政負担を伴ってくる、また、あるいは、ほかのいろいろなところに出かけられていて、そして見聞きした知見を深められた、そうした中で町長の施策等が、それを実行に移すために職員への指示をされる。こうしたことは、本来、町政運営についてどうなのかなというふうに思うわけであります。やはり、長期総合計画、これに基づいた中での幸田町としてどうあるべきかと。一過性のものではなくて、やっぱり、人口減少社会に向けてどのようにまちづくりを進めていくのかとか、そうしたことが一般的な町政運営ではないかなと私は思うわけであります。先ほども稲吉議員からありましたように、三方を山に囲まれている幸田町、この6割の森林をどう保全をしていくのかとか。やっぱり、そのようなことを地道にやって、そして住みやすいまちづくりをつくっていくということが必要じゃないのかなというふうに私は思っているわけでありまして、確かに暮らしやすいまちづくりの中で、他市にあって幸田町にないものが欲しいと、町民も欲しいと、そのようになったときには、やはり、それは町民の総意の中でつくっていくというふうに私は思っております。ですので、町長の思いだけが走っているような気がしてなりません。その辺のところを十分体制づくりを固めながら、そして住民の総意の中でやっぱりまちづくりを進めていかれるということをお願いをするものであります。それで、お尋ねするわけでありますけれども、こうした先進地の視察等に伴う町長の行動が見えてこない。この辺も、やはり、透明性を高めるべきではないのかなと思うわけであります。その辺のところをいかがお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回いろいろな公約があって、菱池遊水地の運動公園を造らないかんとか、体育館構想を出てきたよ、郷土資料館を造らないかんよ、児童館も造らないかんよ、そう言いながら、老人保健施設があるよ、重度障害者施設があるよ、大草広野があるよ。私の行動原理というのは、やっぱり種をまくということで、それは御批判いただいても結構ですし、一つ一つの事業は予算化されるので、その中で議論されて、それはまだ早いぞとかね、それはもうこんなお金がかかるのはやめようという、そういう議論の中で私はやっていきたいと思っておりますけども、先ほど総合計画とかいう話ありましたけれども、藤田医科大学岡崎医療センターにしても計画の中にはありませんでした。また、今回の森林サービス産業ウェルビーイングだとか、コロナが過ぎて、新しい生活様式のためにいろいろな事業が考えられてきました。総合計画という長期の流れの中で、一つの基本理念はずっと大事にしていかななくてはなりません。まさかの総合病院ができた。今度はそうすると、保健、医療、介護、少子化、高齢化の中で、幸田町5万人、ここの議論もあると思いますけど人口をもっと増やさないかんのじゃないかなと、企業誘致をしてたくさんの方にここに住んできて、子育て施策をしっかりとしながら、やはり、高齢化の波も今まで住んでた人たちがいっぱいいる。だけど、総合病院でたくさんの方が救急医療でとか、死に至るような病等でもここへ行けばいいなっていうところのチャンスが、一つの選択肢として藤田医科大学岡崎医療センターに生まれたということでもあります。そうすると今度は介護、それから健康等々の分野を考えていかなくては、少子高齢化の中で立ち行かないと思ってます。少子化も考えないといけない。これにはやっぱり、いろいろ御質問いただいておりますように、いろいろな施策がないと競争の社会ですけれども。でも、少子化は国のほうが何か少しずついろいろな施策をこれから投入してくるんじゃないかなと思って、それにうまく乗ろうと思ってます。ただ、高齢化については、やはり、幸田町にないような総合福祉的施設だとか介護を考える施設、リハビリを考える施設、こういったものを考えていかなくてはならないんですけど、実は残念ながら総合計画みたいなのところにそういう具体的なものは実はなくて、総合計画にコロナが来るぞなんてどこにも書いてありません。だから、そういった意味で、転換される中である程度今の現状を私は訴えながら、種をまきながら、皆さん方のした批判に応えながら、何からやっていくんだ、なおかつ基金等のお金、財政の調整基金のお金、ふるさと納税をどこまでうまく流用しているか、そこに頼っていいのかと議論が本当にたくさん多くなっております。そういった中で、それぞれの議員の方々にいろいろな御指摘を受けながら、取捨選択をしながら事業を執行する責任が自分にはあるということで、よろしくをお願いします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 町長のお話を伺っておりますと、町民が安心して暮らせるまちづくり、そして老後も住み慣れた町で安心して過ごすことができるまちづくり、いろいろなことを考えながら、そして子育て支援も充実をしていきたいと。いろいろと分かるわけでございますけれども、それが伝わらないということは、やっぱり、これは町長の今の町政運営に対しての一つの疑問点もあるんじゃないかなというふうに思うわけであります。私は、やられていることに対して反対するものではありませんけれども、しかし

ながら手法として、ともすればそれがすごく強引に感じられるところもあるわけですので、そうした点を見える化した町政運営、そして、幸田町には何が必要なのかとか、突然の出来事は誰だって想定できないわけですので、そうしたときに一つ一つそれに対応していくというのは分かるわけであります。しかしながら、やはり、町民の皆さんから町長はどこに行っておるんだねと、こういうような声が聞こえるということは、町政に対しての少なからずの疑問があるということも感じられるわけでありますので、そうした点において、町長がどういうまちづくりを目指して、どのように計画を立てながら、そして進めていくのか。そして、それが町民の総意となってきたのかという、そうしたことももう少し皆さんに分かりやすく説明をしながら、そして合意に至った時点でやっぱり進めていく、そういう町政運営を願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御指摘については全く異論はございませんので、今度、これから例えば線状降水帯のことができる、地球温暖化でますます熱波が通用すると、そういった中で皆さん方といろいろ議論しながら、今、御指摘のあるように、私の行動原理について理解が求められてないということも含めて、しっかりと理解いただけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号から認定議案第3号までの質疑を行います。

13番、笹野康夫君の質疑を許します。

通告は、資料要求のみのため、質疑は終わります。

以上で、認定議案第2号から認定議案第3号までの質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

通告なしであります。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

13番、笹野康男君の質疑を許します。

通告は、資料要求のみのため、質疑を終わります。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

通告なしであります。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号から認定議案第9号までの質疑を行います。

13番、笹野康男君の質疑を許します。

通告は、資料要求のみのため、質疑を終わります。

以上で、認定議案第7号から認定議案第9号までの質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第47号議案から第57号議案までの11件は、

会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を9月26日までに取りまとめ、9月27日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしくお願いいたします。

日程第3

○議長（藤江 徹君） 日程第3、決算特別委員会設置について、お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第9号までの9件については、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、議長を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度決算認定の9件については、議長を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

委員長の互選は、9月14日、木曜日、午前9時から、議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員であります12番、稲吉照夫君をお願いいたします。

決算特別委員会委員長は、先ほど付託しました議案の審査結果を、9月26日までに取りまとめ、9月27日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、9月12日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。したがって、9月12日の本会議は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、9月12日の本会議は、休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月27日、水曜日、午前9時から会議を再開いたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前11時51分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 5 年 9 月 1 1 日

議 長

議 員

議 員